

郵政民営化委員会（第89回）議事要旨

日時：平成24年11月7日（水）10：00～11：25

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室
（委員5名出席）

1. 概要

- ① 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について意見聴取
 - ・ 上場に関する決算監査等のスケジュール、ゆうちょ銀行の個人向けローンの店舗展開、ゆうちょ銀行の個人向けローンの営業体制、かんぽ生命の学資保険の改定のメリット等について、日本郵政グループから意見聴取を行った。
- ② 論点整理等
 - ・ 郵便局において提供されるユニバーサルサービスについて事務局より説明が行われた。
 - ・ 金融二社の新規業務に関する論点整理について、事務局からの説明、基本的な考え方の整理が行われた。

2. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請についての説明等

（1）日本郵政グループからの説明

- ・ 資料89-1-1により説明

① 上場に関する決算監査等について

- ・ 金融商品取引法に基づく決算監査を、上場申請年度の2年前から実施できるように準備する。
- ・ 同じく四半期決算を、上場申請年度の1年前から実施できるように準備する。

② ゆうちょ銀行の個人向けローンの店舗展開

- ・ 住宅ローンは、直営店82店舗で開始し、段階的に233店舗まで展開する。
- ・ 目的別ローン等は、直営店233店舗で実施する。

③ ゆうちょ銀行の個人向けローンの営業体制

- ・ 個人向けローンを取り扱うゆうちょ銀行の店舗の配置
- ・ 一部の郵便局では、チラシの配備、融資希望者の要望を受けてゆうちょ銀行へ連絡することを検討している。

④ かんぽ生命の学資保険の改定について

- ・ 改定による利用者のメリットとして、保険料の低価格化により、払込保険料総額に対する保険金の受取総額の割合がアップし、効率的に教育資金を準備できる。
- ・ 改定後の学資保険の発売時期について、小学校入学前では、入学関係のニュースが耳に入る4月の加入が一番多いことから、4月に改定を行いたい。

(2) 質疑応答

Q 学資保険について、改定項目5つが列挙されているが、現行保険で高校入学時も一部支払いがあり、どれが新規なのか。一時金支払いは、民間はどうか。

A 小学校入学時の一時金支払いは、新たに導入される。顧客ニーズに合わせ、顧客が選択できるようにしたい。民間でも一時金支払いは一般化している。

Q ゆうちょ銀行の住宅ローンについて、82の直営店での営業から段階的に233店舗での営業を拡充していくとの説明があったが、「段階的」とはどのようなイメージか。

また、直営店以外でメールオーダーやチラシの配備をするが、商品説明は行わないとしており、直営店以外の店舗での顧客への対応はどのようになっているのか。

A 見通しとしては5年間で82店舗での目標残高7900億円を想定しており、営業人員体制は現在の300名としている。事業開始後、職員養成が必要であり、すぐに人員増員は難しい。相当ゆっくりとしたスパンで考えている。顧客への商品説明については、営業店外でメールやチラシの内容を説明してしまうと「媒介」となってしまうため、郵便局に委託するには、銀行法上の銀行代理業の措置が必要であり、そこまでは考えていない。郵便局において、どのようにお客からの要望を直営店につなぐかが、職員の重要なスキルとなるので、顧客の要望に十分応えるべく、十分配慮してやっていく。少数であるが、現在、やっているインターネット活用は、あくまで融資の入口にあたり、実際に融資する際には必ず本人と面談の上で実行している。

Q 「補完的なお客さまとの接点」にある郵便局に「一部」とあるが、どのような郵便局か。

A 24,000ある郵便局全てで個人向けローンのチラシ配備やゆうちょ銀行への連絡を行うとは考えていない。直営店周辺の郵便局でお客を誘導できるようにしたい。

Q 学資保険の保険契約者の保障がないタイプとはどのような商品か。

A 現在、保険に加入する際に、お客からの申告による審査を行っているが、謝絶となるお客は一割近い。そのようなお客にも入って頂ける商品となっている。

Q 上場に関する決算監査について、今年10月に日本郵便が経営統合を行ったから、来年度から四半期決算も行うとの説明があった。平成25年度から、日本郵政全体の間や四半期決算監査の体制が整うのか。

A 決算監査を上場申請まで2年間必要であるが、現在進行中であり、平成24年度からでも可能。

Q 学資保険は、親以外、祖父母も契約できるのか。高齢者が若い世代のためにお金を動かしていくことが重要である。

A 祖父母でも契約できる。現行の学資保険は契約者の保障があるので、65歳の年齢制限があるが、改定後は、契約者に保障をなくした年齢制限のないタイプを選択することが可能になる。

Q ゆうちょ銀行は個人ローンの取り扱いを予定しており、かんぽ生命は学資保険の改定を予定しているが、設備投資や人員拡充や店舗のデザインの変更など新たな対応が必要か。

A ゆうちょ銀行について、営業体制は現行の300人体制で行い、既存の媒介業務を行

っている店舗を活用する。また、システムは既存のものを利用し、稼働のための準備は若干必要である。233店舗と増やすためには、来店客用の応接スペースの増設やパンフレットの改定をする必要。かんぽ生命については現在の体制で大丈夫。商品が改定されるので、職員の研修は必要。

Q 個人ローンの取り扱い直営店について5年間は82店舗だけに限っているのか。

A 5年間の期間は長い。今は拡大する予定はないが、取扱いを開始して、お客からのニーズにより、見直す必要が生じる可能性がある。

Q 個人向けローンの限度額を設定することは問題ないか。

A 現行の目的別カードローンは500万円が限度となっている。新規業務については、検討して回答する。

(3) その他

- ・ 次の事項について、委員長から日本郵政グループへ依頼。
- ・ 住宅ローンについて、直営店82店舗で開始し、事業開始後、段階的に233店舗まで展開することについて、「段階的」のイメージについて具体的に説明してほしい。
- ・ ローンの金額の上限設定の明示は可能か、回答していただきたい。

3. その他

(1) 郵便局において提供されるユニバーサルサービスについて

- ・ 事務局から資料89-1-2に基づき説明

(2) 金融二社の新規業務に関する論点整理

① 事務局から資料89-2に基づき説明

② フリーディスカッション

1 基本的な考え方

(1) 利用者利便の向上

認可の出発点であり、資金の貸付け及び学資保険の保険募集が郵便局において提供されるユニバーサルサービスに入っていないことを記載すべき。

(2) 適正な競争関係

- ・ いわゆる「暗黙の政府保証」について

暗黙の政府保証は、存在しないという立場は、従前通り。

- ・ 金融二社の株式処分の方針の明確化について

現在の日本郵政としてできる限りの説明はしていただいたと理解する。

- ・ 規模の問題について

地域性・公共性を考えて、利用者利便を確保していくもので、あえて触れる必要はない。

- ・ ビジネスモデル及び他の金融機関への影響について

重要な項目として議論したことを記載すべき。

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

今後、継続的に見ていく必要がある。

(4) 経営の健全性の確保について

新規業務は、経営の健全性の確保について、一定の貢献を認めるかどうか等、判断した上で、結論を考える。

(5) 「所見」の観点からの評価

追加事項を検討したが、ユニバーサルサービスの範囲については、(1)の方で記述することとした。

2 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可の要件

- ・ 条件を考える必要がある。
- ・ 審査の順番は、まず、学資保険。次に、個人向け貸付けと損害保険募集はセットで、最後に法人向け貸付け
- ・ 所見の観点から整理すると、自ずと優先順位が出てくる。
- ・ 次はできれば、学資保険について結論を出せばよい。

4. 次回の委員会について

- ・ 次回の委員会については別途、事務局から連絡。

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることにご留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。